

○旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行規則

平成31年3月25日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例（平成31年旭市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 条例第2条第2号の対象施設は、次の各号に掲げる施設をいう。

(1) 事業所 条例第2条第1号に規定する事業者が当該事業（農業の場合は、植物工場（施設内で野菜等の植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御及び生育予測を行うことにより、植物の計画的な生産を年間を通じて行うことが可能な栽培施設（温室等を除く。）をいう。）に限る。）の用に供する施設をいう。

(2) 関連施設 社員寮又はこれに類する施設をいう。

(奨励金の適用)

第3条 条例第6条第1項に規定する奨励金の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 緑化奨励金の対象となる緑地は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する緑地（以下「当該緑地」という。）とし、当該緑地の面積の敷地面積に対する割合が、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）第2条に規定する割合（都市計画法（昭和43年法律第100号）第1項第1号に規定する準工業地域及び工業専用地域にあっては、それぞれ千葉県工場立地法に基づき準則を定める条例（平成18年千葉県条例第35号）第3条の表緑地の面積の敷地面積に対する割合の欄に規定する割合）を満たしたものとする。

(2) 雇用奨励金の対象となる常用雇用者は、条例第2条第6号に規定する常用雇用者の要件を満たす者であって、対象施設の稼働開始日（以下「当該稼働日」という。）の前6月から当該稼働日の後

6月までの間（以下「雇用奨励金対象期間」という。）に新たに雇用され、1年以上継続して雇用している常用雇用のうち、当該雇用の日から引き続き市内に住所を有しているもの（以下「当該雇用者」という。）とし、奨励金の算定の基礎となる人数（以下「合計人数」という。）は、当該雇用者の合計とする。ただし、合計人数に算入できるのは、当該雇用者1人につき1回限りとし、当該稼働日の前6月における当該事業所の全ての常用雇用の人数（以下「総常用雇用者数」という。）と次条に規定する雇用奨励金の申請日における総常用雇用者数を比較し、増加した人数が当該雇用者の合計人数より少ない場合は、その増加した人数を合計人数とする。

（奨励措置適用の申請）

第4条 条例第7条に規定する奨励措置適用の申請は、旭市企業誘致奨励措置適用申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 次の各号に掲げる奨励措置の申請期間等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 固定資産税の課税免除 対象施設を取得した日の属する年の翌年の1月末までとし、その回数は1回限りとする。

（2） 緑化奨励金 対象となる緑地の整備が完了した日の属する年の翌年の1月末までとし、その回数は1回限りとする。

（3） 雇用奨励金 雇用奨励金対象期間において、最後に常用雇用者を雇用した日から起算して1年を経過した日から3か月以内とし、その回数は1回限りとする。

（奨励措置決定の通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、現地調査を行い、適当と認めたときは、旭市企業誘致奨励措置適用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第6条 前条の規定により奨励措置適用決定の通知を受けた者が条例第3条第2号に規定する奨励金の交付を受けようとするときは、旭市企業誘致奨励措置に関する交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(奨励措置の取消し及び停止)

第7条 市長は、条例第9条第1項の規定により、奨励措置適用の決定を取り消し、又は停止したときは、旭市企業誘致奨励措置（取消し・停止）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、条例第9条第2項の規定により、既に交付した奨励金及び奨励措置に要した費用の全部又は一部を返還させようとするときは、旭市企業誘致奨励措置返還命令書（第5号様式）により命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旭市企業誘致条例施行規則の廃止)

2 旭市企業誘致条例施行規則（平成17年旭市規則第98号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の旭市企業誘致条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月31日規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

その1(固定資産税の課税免除)

旭市企業誘致奨励措置適用申請書

年 月 日

旭市長

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者の氏名)

旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例第3条第1号に規定する固定資産税の課税免除について奨励措置適用の決定を受けたいので、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象施設名及び所在地
- 2 事業種目及び事業計画の概要
- 3 投下固定資産額
- 4 常用雇用者数
- 5 稼働開始年月日
- 6 建物及び敷地の面積並びにその概要
- 7 添 付 書 類
 - (1) 事業者の概要
 - (2) 投下固定資産の明細
 - (3) 旭市の市税に滞納がないことを証する書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

その2（緑化奨励金）

旭市企業誘致奨励措置適用申請書

年 月 日

旭市長

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者の氏名)

旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例第3条第2号に規定する奨励金（緑化奨励金）の交付について奨励措置適用の決定を受けたいので、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 整備した緑地の所在地
- 2 完了年月日
- 3 整備面積
- 4 添付書類
 - (1) 固定資産税の課税免除に係る旭市企業誘致奨励措置適用決定通知書（第2号様式）の写し
 - (2) 事業の概要及び図面
 - (3) 事業に要する経費の明細書
 - (4) 工事施工写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

その3（雇用奨励金）

旭市企業誘致奨励措置適用申請書

年 月 日

旭市長

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者の氏名)

旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例第3条第2号に規定する奨励金（雇用奨励金）の交付について奨励措置適用の決定を受けたいので、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業者名及び所在地

2 新規常用雇用者の概要

(1) 条例施行規則第3条第2号に規定する常用雇用者の合計 人

(2) 前号に係る名簿

番号	採用年月日	氏名	生年月日	住所

3 当該事業所における常用雇用者数の状況

- (1) 対象施設の稼働開始日
- (2) 本申請時点における総常用雇用者数 人
- (3) 当該稼働日前6月時点における総常用雇用者数 人

添付書類

- (1) 固定資産税の課税免除に係る旭市企業誘致奨励措置適用決定通知書
(第2号様式)の写し
 - (2) 労働基準法施行規則第53条に規定する労働者名簿の写し
 - (3) 旭市の市税に滞納がないことを証する書類
 - (4) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - (5) 住民票の写し(1か月以内に交付されたもの)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- ※(4)及び(5)は新規常用雇用者名簿登載者分のみ

第2号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

旭市企業誘致奨励措置適用決定通知書

様

旭市長



年 月 日付けで申請のあった企業誘致奨励措置の適用について、
下記のとおり決定したので、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行規
則第5条の規定により下記のとおり通知します。

記

奨励措置の内容

第3号様式(第6条関係)

旭市企業誘致奨励措置に関する交付請求書

年 月 日

旭市長

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者の氏名)

印

年 月 日付け第 号で決定の通知を受けた奨励措置について、
奨励金の交付を受けたいので、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行
規則第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

※添付書類 旭市企業誘致奨励措置適用決定通知書の写し

第4号様式(第7条関係)

旭市企業誘致奨励措置(取消し・停止)通知書

年 月 日

様

旭市長



旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例第9条第1項の規定により、奨励措置を 取消し したので、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行規則第7条の規定により下記のとおり通知する。

記

- | | | |
|---|--------------|-------|
| 1 | 決定年月日 | 年 月 日 |
| 2 | 奨励措置の 取消し 停止 | の内容 |
| 3 | 奨励措置の 取消し 停止 | の理由 |

第5号様式(第8条関係)

旭市企業誘致奨励措置返還命令書

年 月 日

様

旭市長



旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例施行規則第7条の規定により、旭市企業誘致奨励措置(取消し・停止)通知書を通知したので、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例第9条第2項の規定により、下記のとおり既に交付した奨励金及び奨励措置に要した費用の返還を命ずる。

記

- | | | | |
|---------|---|---|---|
| 1 決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 既交付額 | | | 円 |
| 3 返還金額 | | | 円 |
| 4 返還期限 | 年 | 月 | 日 |

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 5 号様式（第 8 条関係）